

旧コメコンの振替ルーブル再考

— “EUのユーロ” になれなかったルーブル —

松 井 隆 幸

目 次

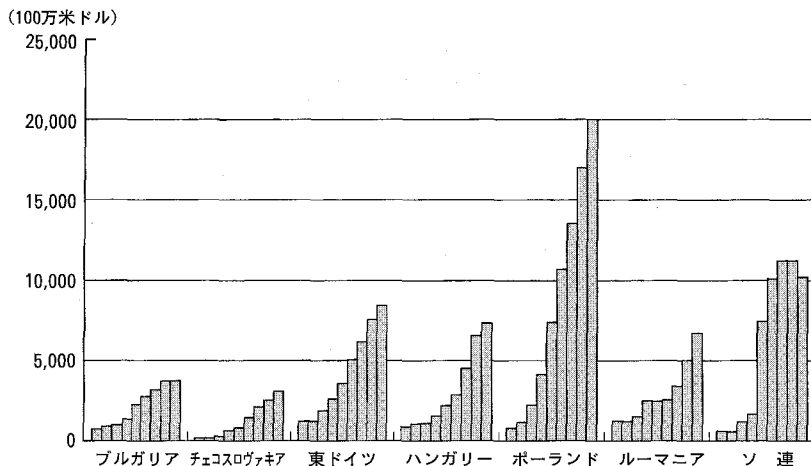
1. はじめに
2. 振替ルーブルの誕生
3. 振替ルーブルの決済機能とその役割
4. いわゆる交換性問題
5. 結びにかえて

1. はじめに

周知のように、1970年代に入って旧コメコン諸国は西側先進諸国に対して貿易収支の赤字を示すとともに、多額の債務累積問題を抱えていた（図1）。債務の返済に当っては、例えば金の売却や石油の輸出による外貨獲得手段が考えられるが、これら手段が有効なのはソ連に限られていた¹⁾。金はおろか原燃料に乏しい東欧諸国にとっては無縁であり、外貨不足に悩んでいるのが実状であった。

ところで、コメコン域内における決済状況はどうなっていたのであろうか。本稿は、これまで考察してきたコメコンにみられた貿易価格制度の諸特徴²⁾を踏まえながら、今は昔、当時議論が活発に行われていた国際通貨性の問題に言及し、当時コメコン諸国が抱えていた決済に関する諸問題に取り組んでみたい。なぜコメコン域内に真の国際通貨が誕生し得なかったのか。域内決済用通貨として使用されていた「振替ルーブル (transferable ruble)」を取り上げ、その

図1 旧ソ連・東欧諸国の対西側債務(1971~79年：純額)



(出所) CIA, National Foreign Assessment Center, *Estimating Soviet and East European Hard Currency Debt*. ただし, Vienna Institute for Comparative Economic Studies ed., *COMECON FOREIGN TRADE DATA 1980*, The Macmillan Press Ltd., 1981, pp. 473-474より作成。

役割と地位を再検討する。振替ルーブルが誕生したのが1963年、そしてEU(当時EC)で欧州通貨制度が発足しECU(欧州通貨単位)が登場したのが1979年であった。その後、活躍する経済圏こそ違っても同様の役割を担った両者の運命は明暗を分けた。したがって、振替ルーブルが“EUのユーロ”になれなかったこと、つまり名実ともに国際通貨となり得なかった原因を探ることに本稿のねらいがある。

2. 振替ルーブルの誕生

さて、「通貨の唯一の機能は決済にある」³⁾ というチコシュ・ナジの指摘に基づくならば、決済に関して通貨が本質的に決済機能を果たすということ、言い換えれば通貨がいかなる要素を有したとき、名実ともに決済機能を果たす国際決済用通貨としての地位を得ることができるのかという疑問が浮かんでくる。そして当時、ここに新しくコメコン域内における共通通貨たる「振替ルーブル」

の誕生を迎えることになる。この新しく登場した振替ルールの機能とその役割を明らかにすることで、先の疑問に対する答えを見つけることができるはずである。その前にここでは、振替ルールが誕生するまでに行われてきた決済方法を振り返り、その誕生の客観的必然性をみることにする⁴⁾。

1950年、戦後第2回目の通貨改革により、清算決済単位として「清算ルール」の使用が採択された。主な決済方式は「双務清算制度」に基づいていた⁵⁾。この制度は、社会主義国間の双務的バランス化をはかることが主たる目的とされ、決済期間や金額面においてある程度のスウィング幅が設けられた。しかしバランス化の調整過程で、次のような問題が生じた。清算ルールは当該2国間の相互決済のみにその使用が限定されており、この清算ルールを第3国とのあいだの決済に使用する場合には、第3国の承認が必要であった。つまり、当該2国間決済で生じた清算ルールによる受取り代金で、第3国から必要商品の買付け及び債務の返済に自由に利用することができなかつたのである。すなわち、債権国（債務国）で生じた黒字額（赤字額）分を、それぞれ相手国から金や外貨などの現金の形ではなく、商品の輸入（輸出）によって賄われるシステムをとっていた。これは、明らかに双務的バランス化を原則としており、商品の受渡しによる残高の相殺システムにはかならない。しかし、当該2国間にお互いに満足ゆく商品が存在するかどうかという問題も含めて、2国間ベースでのバランス調整が次第に困難となってきた。こうして、このような不便さを解消してくれるような、これに代わる決済システムを待たねばならなかつた。

1957年、コメコン会議第8回総会において、「多角清算方式」が採択された⁶⁾。この多角清算方式は、これまでの双務清算方式で不便であった第3国との対応の仕方を是正するもので、双務清算で生じた残高を第3国との決済に振り替えることができるようになった。つまり、当該2国間のうち一方の国へ割当額を超えて商品を輸出した国は、第3国のいずれの国からもその超過額分だけ商品を輸入すること可能となった点に特徴がみられる。こうして、2国間協定によってバランスしなかつた部分を多角決済で相殺できるようになった。しかし、このように改善されたはずのこの決済方式も、逆にネックとなつてしまっ

た。というのは、実はこの方式は商品取引の主要な部分にまで及ばず、単に追加的商品（もしくは特定商品）の取引に限られていたこと、換言すれば双務清算においてバランスしなかった部分についてのみ機能するという、非常に制限されたものとなっていたからである。この意味では、本質的に多角的決済システム⁷⁾とはいいがたく、双務清算方式のいわば補助的手段にすぎなかったといえる。実際、あまり顕著な成果はみられなかった。

1963年、「振替ルーブル⁸⁾による多角決済および国際経済協力銀行（通称コメコン銀行）設立に関する協定」が調印され、翌年（1月1日）から実施された。この新たに登場した振替ルーブルによる「多角決済制度」は、コメコン銀行の自己の勘定に振替ルーブルをもっている協定参加国⁹⁾が、ほかの任意の協定国とのあいだの決済に自由に使用できるようになった点に大きな進展がみられる。したがって、これまで決済用通貨として使用されてきた清算ルーブルは振替ルーブルに取って代わり、今後のコメコン圏内の国際決済用通貨としての道を歩むことになった。振替ルーブルの創設は、一方で外貨不足に悩むコメコン諸国にとって少なからずその節約に寄与することをねらいとし、他方で本来の目的である「社会主義諸国間の多角的決済機構の重要な要因の一つ」¹⁰⁾としてその任務の遂行を意図したものである。ただし、振替ルーブルの使用はコメコン銀行加盟国に限られていた¹¹⁾。

こうして清算ルーブルから振替ルーブルへの移行は、いわばルーブルの国際化の進展として捉えることができる¹²⁾。ここに、多角的決済の促進を担って登場した振替ルーブルの多角的決済機構をめざすコメコン圏内の共通通貨たる国際決済用通貨としての誕生とその必然性が明らかとなった。

3. 振替ルーブルの決済機能とその役割

ア・ロートレイデルによれば、ソ連ルーブルと振替ルーブルの相違は次のごとくである¹³⁾。第一に、振替ルーブルはコメコン銀行加盟諸国の決済通貨であり、ソ連ルーブルはソ連邦の国民通貨であり通貨単位である。第二に、振替ルーブルはコメコン加盟諸国間の貿易取引及び信用の支払通貨であるが、ソ

連邦内の流通に使用することはできない。逆に、ソ連ルールはコメコン銀行加盟国に対し振替ルールによる貿易上の支払に直接利用することはできない。第三に、振替ルールをコメコン銀行の勘定からソ連ルール等の各国国民通貨に交換するとき、また国民通貨を非商業支払い振替ルール勘定に振り替えるときは、公定レートに割増し（または割引き）を加えた換算率で行われる¹⁴⁾。第四に、振替ルールの金含有量は、純金0.987412グラムと決められているが、これはコメコン銀行加盟国の取り決めによって変更することができる。他方ソ連ルールの金含有量は、ソ連邦閣僚会議によって決定され必要に応じて変更できる¹⁵⁾。

またヴェ・カルピッチは、清算ルールとも根本的に異なることを指摘し、「振替ルールの経済的本質は、コメコン銀行加盟8ヵ国の決済において使用される通貨であることにある」¹⁶⁾と述べている。確かに、両者とも決済通貨という点で機能は本質的に同じであるが、振替ルールが多角的決済機構確立の一翼を担うという任務の点から清算ルールとははっきりと区別される。

こうして、ソ連ルール及び清算ルールとの比較によって、振替ルールの基本的性格はほぼ明らかとなった。すなわち、コメコン銀行加盟国間でのみ通用する振替ルールは、「国際決済手段として購買手段の役割を果たすが、また借入金の返済および借款の利子支払いに際しては支払い手段として機能する」¹⁷⁾のである。しかし、振替ルールは現金の形ではなく、コメコン加盟国の勘定に保有する資金の形であられ、いかなる取引の決済にも使用することができるという意味での外貨資金ではあるが、「他の任意の多角的決済加盟国に、商品の購入およびその他の取引と関連した必要な支払いを行わせるように保証する、その形成条件と特定の限界をもつ」¹⁸⁾ものである。つまり、一方で制約された性格を有しながらも決済手段としての役割を果たし、他方で支払い手段としての顔をもつ振替ルールは、債務からの解放と外貨節約となるため創設当初のねらいの一つでもあった交換可能通貨の代役としての役割を部分的に果たしていたといえる。

では、実際に振替ルールはどの程度利用されていたのであろうか。振替ルー

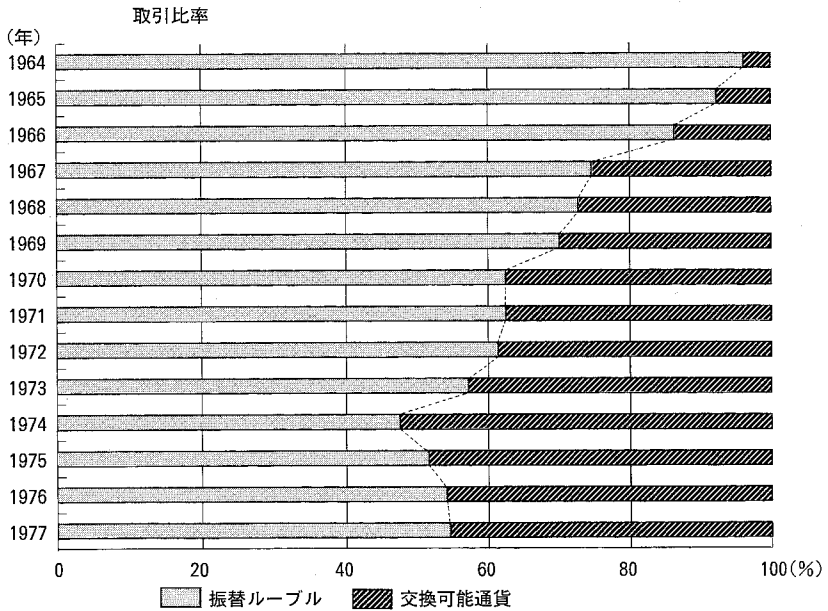
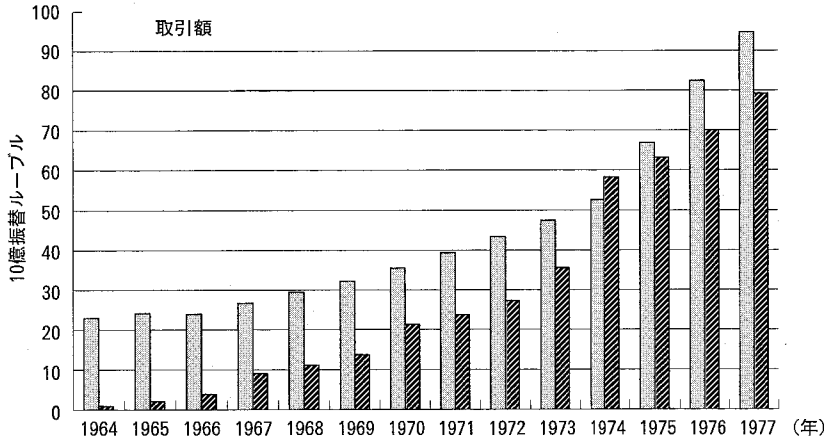
ブルが採用されて以来、決済取引総額の絶対額は十数年間で4倍に増大したものの、採用当初に比べると70年代後半に入って交換可能通貨の使用額が急激に増えたため、取引額は双方で二分するまでになった¹⁹⁾ (図2)。ところで、振替ルールによる多角的決済制度によって、これまでのように2国間収支のバランス化は必要でなくなり、多角的な、つまり総体的な国際収支だけを均衡させればよいことを意味する。しかし、「真の多角決済制度の可能性はまだ形式的なものでしかなく、双務主義が支配している」²⁰⁾ のが実状であった。

このように、制度として形成されているにもかかわらず、振替ルールによる双務的決済が大きな比重を占めている原因の一つは、文字どおり従来よりコメコン域内貿易で支配的である双務主義に基づく双務的取引にあった²¹⁾。本来、多角的決済機構のめざすところは、協定参加国間の多角的ないしは総体的バランス化にある²²⁾。ところが、実際の取引は主に双務的取引で双務的バランス化をはかってきた。つまり、貿易収支のバランス化は双務的バランス化が第一義的であった。しかし総体的バランス化よりも双務的バランス化をはかることの方が容易であるとは一概に言えず、むしろ逆の場合の方が多いこともある。それにもかかわらず、双務的決済が支配的である状況は、総体的バランス化よりも双務的バランス化が優先されるコメコン域内貿易の在り方が反映しているといえる。それゆえ、取引自体が双務的取引から多角的取引に取って代わらない限り総体的バランス化は期待できなかった。換言すれば、コメコン銀行加盟各国は双務主義が支配している限り、一方で総体的バランス化をはかり、他方で双務的バランス化を無視することができなかった、いわばジレンマに立たされていたのである²³⁾。

4. いわゆる交換性問題

振替ルールによる多角的決済取引が不十分な結果であったもう一つの原因は、振替ルール自体に求めることができる。そして、それはコメコン各国が振替ルールを勘定に保有したがない理由でもあった。T. キッシュは、当時、「現在のところ、コメコンは真の社会主義世界貨幣をもっていない」²⁴⁾ し、

図2 振替ルール及び交換可能通貨による決済取引



(出所) K. Pécsi [6] p. 138 及び A. Zwass [1] p. 168より作成。

また「形式的な振替ルールは、世界貨幣ではなくて、本質的には（単なる）計算手段でしかない」²⁵⁾（括弧内は引用者）と厳しい指摘をしている。そもそも振替ルールは、多角的決済機構の一環として創設された訳であるから、まさにコメコン圏内の国際決済用通貨であることにまちがいないし、リージョナルな意味での国際統一通貨をめざしていたことには変わりない²⁶⁾。しかし、その使用もかなり制約されたものであり取引額も不満足な状態であった。振替ルールに国際決済用通貨として欠けているものは何であったのか。その答えをここでは、通貨の交換性に求める。

さて、交換性の問題には、次の3つのケースが考えられる。第一に、コメコン各国通貨相互間の交換性、第二にコメコン各国通貨と振替ルールとの交換性、そして第三に振替ルールと西側基軸通貨との交換性、である。このように、ひとくちに交換性問題といっても振替ルールに限ったものではなく、究極的にはコメコン各国通貨も同じ問題点に帰着する問題でもある²⁷⁾。ここで問題というのは、振替ルール及びコメコン各国通貨に対して、交換性が付与されていないということにほかならないが、通貨が交換性をもつということは、簡単に言えば、ある通貨が他の任意の通貨と一定の比率で自由に交換できることを意味する。コメコン市場の商品は共通通貨である振替ルール建てで表示されねばならないし、また各国通貨では決済できないため、その債権・債務も当然振替ルール建てで表示されねばならない。したがって、各国通貨はいったん振替ルールに計算し直されて決済されていた。このように、各国通貨から振替ルールへ、あるいは逆の手続きに際しては、通常公定レートにある換算係数を用いて行われるが、この手続きは、あくまで帳簿上での交換（厳密には換算）であり、振替ルール建てで表示された金額（もしくは残高）を各国通貨と交換し入手することはできない。

また、こうした換算システムは、単一の為替レートが存在していないか、あるいは存在していても名目的なものにすぎないために行われる（表1参照）。この意味では、交換性を有するということが、通貨間に一定の交換比率が存在することが必要条件であるともいえる。したがって、当該通貨に真の購買

表1 旧コメコン諸国の対外為替レート

(1980年5月現在)

	通貨単位	公 定 レ ー ト		非商業用レート
		対ルーブル	対米ドル	対ルーブル
ブルガリア	レ フ	1.30	0.8630	0.88
チェコスロヴァキア	コ ル ナ	8.00	5.50	10.00
東 ド イ ツ	マ ル ク	2.4691	1.78	3.2421
ハンガリー	フォリント	28.00	32.6022	16.2250
ポーランド	ズ ロ チ	4.44440	3.031	21.2300
ルーマニア	レ イ	6.67	4.47	8.30
ソ 連	ル ー ブ ル	—	0.6520	—

(注) ソ連の対外レートは一本。ハンガリーとルーマニアの対外レートは、1981年10月より一本化された。非商業用レートは、社会主義諸国間の貿易外取引あるいは旅行者に適用されるレート。

(出所) Vienna Institute for Comparative Economic Studies ed., *COMECON FOREIGN TRADE DATA 1980*, The Macmillan Press Ltd., 1981, p, 481, pp. 483-484より作成。

力が反映されているかどうかといった点が非常に重要になってくる。つまり、その購買力に基づいて設定される単一の為替レートが、できる限り実勢を反映したものであるかどうかに関わってくるのである²⁸⁾。だからといって、統一された単一為替レートの設定と交換性付与とは同一視すべきではない。なぜなら、単一為替レートの設定は必要条件ではあるが、これが直ちに交換性付与の実現につながるからである。交換性をもつということ、もっと深遠なものなのである。いずれにせよ、当時のコメコン圏内でみられるところの交換できるという概念は、振替ルールがコメコン圏内の共通通貨であると同時に、基準通貨であることを意味しているにすぎなかった。

振替ルールに対する交換性付与の実現は、本来の準備通貨としての機能をもつことであり、ここではじめて金に取って代わるものとなる。この意味では、T. キッシュが述べているように、「社会主義世界貨幣は金と交換される必要は

なく」²⁹⁾、差しあたり必要なのは国際通貨としてではなく、国際決済用通貨としての振替ルーブルに交換性が付与されることであった。コメコン圏内において、名実ともに国際決済用通貨となるための条件が、まさにこれであった。おそらく、交換性の付与によって振替ルーブルはますます魅力的な存在となり、勘定としての保有を増大させる期待には大きいものがあった。もし、振替ルーブルに交換性が付与されたならば、その利用効果は大いに期待できるものとなる。例えば、ある国が任意の相手国に対して生じた貸越部分における振替ルーブルの残高措置があげられる。この残高の一部を第3国への支払いに振り替えることができたとしても、なお単なる帳簿上の黒字残高のままに終るおそれがある。その場合でも、もしこの残高分に相当する振替ルーブル表示額が国民通貨に交換できるとすれば、それを別の取引に自在に活用でき、いたずらに帳簿上のこげつきのままにしておかなくて済む。こうして、多角決済における振替ルーブルのより広範かつ円滑な利用効果をあげることができるという訳である。

また交換性付与へのアプローチとして、例えばハンガリーやポーランドで提案されたものがある。それによると、商品を「自由化された範疇」と「自由化されない範疇」とに分けて、振替ルーブルに設けられた諸制限を徐々に取り除きながら自由化し、部分的に漸次交換性を付与していくという方法である³⁰⁾。さらに交換性が付与されるに当たっては、コメコン市場に必要な商品の存在することが要求される。言い換えれば、入手可能な必要商品が存在してはじめて交換性付与の有効性が発揮できるのである。1976年の国際経済協力銀行（IBEC）の第43回総会では、振替ルーブル建て多角決済制度の非加盟国への適用拡大が採択されたが、振替ルーブルへの交換性付与が実現されない限り、多角的決済制度の促進も望めなかったし、その逆も然りである。

これまで通貨の側面からのみの考察ではあったが³¹⁾、交換性の問題を論じるといふこと、すなわち交換性付与の実現可能性は、結局のところ貿易価格制度における諸問題や為替レート設定にまつわる諸問題の解決もしくは改善にかかっていた。だが、実際問題としてコメコン市場では、世界市場価格の採用とその乖離、国内価格と貿易価格の分断、複数为替レートの存在と実勢からの乖

離といったさまざまな諸問題を抱えていたコメコン諸国にとって、交換性への道もなかなか容易ならぬことをすでに物語っていた³²⁾。

5. 結びにかえて

振替ルールは“EUのユーロ”になれなかった—かつてハンガリーの大蔵大臣I. ヴィンツェ氏が『ユーロマネー誌』(1975年6月号)の中で、振替ルールが西側基軸通貨と完全に交換可能となるには10~15年かかるであろうことが述べられていた³³⁾。そもそも振替ルールが創設された当初のねらいは、振替ルールによる多角的決済機構の確立と外貨(交換可能通貨)の節約にあった。しかし、2つの任務を背負って誕生した振替ルールであったが、当初の目的(少なくとも後者の点では一役買ったが)を果たせないままその役割に幕を閉じた。

本稿の課題は、振替ルールが名実ともにコメコン域内の真の国際決済用通貨となり得なかった原因を探ることにあつたが、分析対象期間が1970年代を中心とした極めて限定的なものであつたため、域内域外を問わずすべての見解を取り上げることはできなかった。しかし国際通貨性の問題については、当時論じられていた主要な見解はほぼ網羅できたのではないかと自負している。そして、いわゆる交換性をめぐる問題は、当時双務主義が支配的であつたコメコン市場において、その基本的問題は変わることなく、またそれにまつわる諸問題が未解決のままコメコン解体に至つたことも事実である。

今年(2004年)5月1日、ビシェグラード諸国(ハンガリー、ポーランド、チェコ、スロヴァキア)はEUに正式に加盟した。これら中欧4カ国は、やがてユーロ導入の時期がやって来る。大方の予想では、早ければ2010年頃になるとのことである。振替ルールに別れを告げて久しい中欧諸国にとって、ユーロとの出会いをどのような気持ちで迎えるのであろうか。そして、いかなる課題が待ち受けているのであろうか。次稿の考察に委ねたい。

注

1) 当時、ソ連経済研究者の M. ケイザー氏の報告によると、1978年のソ連の金売却量は約450トンで、それによる外貨収入は約29億ドルと推測している。また、米国中央情報局（CIA）の専門家の報告では、金売却量約430トン、外貨収入36億7,000万ドルとなっている。ちなみに米国財務省筋による1979年の金売却予想では、250～270トンと推測されている（「外貨獲得の切り札「金」『日本経済新聞』1979年（昭和54）11月7日付）。

またソ連貿易統計集（1980年度）によると、1980年度の西側先進諸国への輸出金額に占める石油及び石油製品の割合は56.6%で、約108億ルーブル（公定レートで換算して約166億ドル）であったといわれている。当時ソ連にとっては石油が外貨獲得源となっていたことが分る（小川和男「オタワ・サミット後の東西貿易展望」『世界経済評論』1981年10月号、17～18頁）。

2) 当時のコメコンにおける貿易価格制度の特徴については、拙稿「旧CMEAの貿易システムと外国貿易 — 世界市場価格との連関をめぐって —」『中・東欧の貿易と技術に関する序論』（愛媛大学経済学研究叢書13）、2004年、第1章3を参照されたい。

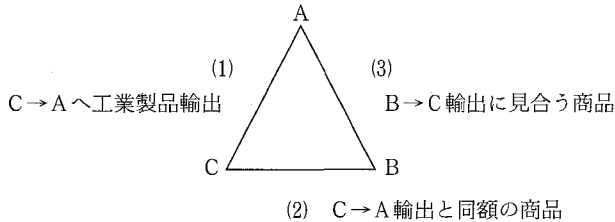
3) Csikós-Nagy [2] p. 301.

4) 決済方法の歴史的推移については、ア・ロートレイデェル「振替ルーブルの性格と役割について」（イ・アイゼンベルグ [11] 所収）、240～244頁参照。

5) ルーブル建てによる清算決済方式については、エフ・ビストロフ「国際決済におけるルーブル」（イ・アイゼンベルグ [10] 所収）、197～208頁に詳しい。ルーブルの米ドル・リンク制から金・リンク制への移行に伴って、金含有量は1ルーブル=0.222168グラムと決定され、またルーブルの対外レートは1ドル=5.3ルーブルから1ドル=4.0ルーブルに切り上げられている（金含有量：1ドル=0.888672グラムから、1ドル=1ルーブル×0.888672グラム/0.222168グラム=4.0ルーブル）。

6) 多角的貿易協定の多くは3国間協定であり、その決済は2国間協定と同様に清算方法で行われた。例えば、その方法の一つをあげると、(1)C国は協定に参加したA・B両国のうちのA国に自国の工業製品を輸出すると、(2)B国からそれと同額の商品を受け取り、一方(3)B国にはA国がその商品供給に見合う自国商品の輸出によって相殺す

る方法である。下図参照（(1)～(3)は、清算順序を示す）。ヴェ・カルピッチ「コメコン諸国の通貨・金融関係の発展」（イ・アイゼンベルグ [11] 所収）、252頁参照。



7) ヴェ・カルピッチは、「外国貿易の多角性は、相互間貿易の商品構造の諸国間における多角的調整であり、決済関係の多角性はこの基礎の上に各国がその国際収支を均衡化する可能性である」と述べている。同上書、255頁。

8) 戦後第3回目の通貨改革（1961年1月実施）により、1ドル=0.9ルーブル（1ルーブル×0.888672グラム/0.987412グラム）となった。ただし、このとき10分の1のデノミネーションが行われたため、1ドル=9ルーブル。前回の1ドル=4ルーブルから実質的には、約55.6%（(9-4)ルーブル/9ルーブル=0.555・・・）のルーブル切り下げということになる。

9) これら協定参加国の出資割当額は、次のごとくである。

1974年末現在（単位：百万振替ルーブル）		（注）出資割当額は、各国のコメコン域内の
ブルガリア	17	輸出取引高の実績に比例して定められた
チェコスロヴァキア	45	ものである。
東ドイツ	55	（出所）田中壽雄「東欧諸国の銀行制度とそ の特質」国際経済学会編『自由貿易と 地域主義 — 多角的自由無差別原則の 再検討 —』世界経済研究協会、1977 年、136頁。
ハンガリー	21	
ポーランド	27	
ルーマニア	16	
ソ連	116	
モンゴル	3	

10) ア・ロートレイデェル、前掲書、245頁。

11) 当時のコメコン各国の対外決済方法は、次のとおり。

1. 振替ルーブルによる決済：コメコン諸国相互間

2. 清算ルーブルによる決済：コメコン以外の社会主義諸国（対中国，北朝鮮，北ベトナム）
 3. 清算ドルによる決済：対キューバ及びユーゴスラビア
 4. 国民通貨による決済：対キューバ及びアジア社会主義諸国と発展途上諸国
 5. 交換可能通貨による決済：対中国及び西側先進諸国（通貨は米ドルが大半を占めていたが，フランス・フラン，イタリア・リラなども用いられた）。
- 12) 本来，ルーブルの国際化が事実上達成されるのは，国民通貨としてのルーブルに交換性付与が実現されるときであり，ルーブルがソ連邦の国民通貨であると同時に，文字どおり国際通貨となるときである。ただ，ここで注意しておきたいことは，当時のコメコン圏内の国際決済用通貨としての振替ルーブルに交換性が付与され名実ともに国際化の道を歩むことが，単なる国民通貨であるルーブルの国際化をも意味することには直接結びつかないということである。本文中でいうルーブルの国際化とは，「清算ルーブル」から「振替ルーブル」への移行に伴う，より合理的な決済機能面の前進を意味していることにすぎないことを付記しておきたい。反面，改正以降ルーブルの過高評価が問題となっており，当時過高傾向が促進されていた。ルーブルの国際化については，田中壽雄『ソ連・東欧の金融ペレストロイカ』東洋経済新報社，1990年，第3章「ルーブルの国際化」を参照されたい。
- 13) ア・ロートレイデェル，前掲書，244～245頁参照。
- 14) コメコン各国における非商業用の対振替ルーブル・レートは，次のとおり。

(1978年1月1日現在)

ブルガリア	2.02
チェコスロヴァキア	23.00
東ドイツ	7.36
ハンガリー	33.92
ポーランド	45.31
ルーマニア	19.09
ソ 連	2.30

(出所) Twass [1] p.182

- 15) 振替ルーブルとソ連ルーブルは，同一の金含有量（0.987412グラム）をもつという

ことから等価である。したがって公定レートに関しては、両者は等価である。すなわち、「商業取引については、振替ルール以外の相場はないのだから、振替ルール相場が即ルール相場となる」（鈴木 [15] 29頁）から、振替ルールの価値安定性はルールのそれであるといえる。したがって、ルール・レートに対する過高評価は振替ルールに対する過高評価となる。

16) イ・アイゼンベルグ [11] 256頁。

17) 同上書, 203~204頁。振替ルールの価値尺度機能及び支払い手段としての機能に関して否定的見解が多くみられる。例えば, J. ヴェソロフスキは次のように述べている。「(決済手段としての) 共通通貨は, . . . その購買力が金平価に等しくなければならないことを意味する. . . . しかし, 現行価格表示の振替ルールの実質購買力とその金平価との不均衡が一段と拡大している現状では, 振替ルールは適正に価値尺度機能を直接果たしていない」(括弧内は引用者, Kiss ed. [9] pp. 205-207, 邦訳 208~211頁)。さらに, 貿易協定における取引の双務的バランスと多角決済制度とに存在する基本的矛盾を指摘し, 「振替ルールの支払い手段の機能を事実上果たしていない」(*ibid.*, p. 208, 邦訳212頁)としている。

またA. ツワスは, 振替ルールを価値尺度にする試みが失敗に終わった点を次のように説明している。「通貨の機能は市場のカテゴリーである。したがって, 通貨の機能は市場においてのみ存在することができる。ところが, 計画経済においては, 通貨の市場機能を創り出すことはできない。(なぜなら) 単なる計算を通じて通貨機能を創ることは不可能だからである」(括弧内は引用者, Zwass [1] pp.164-165)。さらにツワスは, 清算通貨の限られた機能という観点から振替ルールの通貨としての不完全性を指摘して, 「振替ルールの不完全性はコメコン銀行の信用関係において, はっきりとあらわれている。(つまり) 信用は, 一方の輸入可能性を拡大することによって他方の輸出を促進することができる創造的価値ではなく, 信用はむしろ不断の貿易の流れを維持するために用いられた技術的な一時しのぎ (stopgap) にすぎない」(括弧内は引用者, *ibid.*, p. 166) として, 振替ルールの価値尺度機能の失敗に続いて一般的支払い手段になることにも失敗した点を指摘している。

18) ア・ロートレイデェル, 前掲書, 247頁。

- 19) 交換可能通貨による取引が高い比率を占めている原因としては、貿易商品構造との関係から説明できる。すでに拙稿で考察したように、貿易商品を「ハード商品」と「ソフト商品」に区分した場合、前者が交換可能通貨圏で潜在的な市場性を有しているのに対して後者はそれを有さない傾向にあること (Hewett [3] p.61), さらにコメコン域内ではソフト商品の生産は有利であるが、ハード商品の生産は不利であるとみなされる傾向にあること (Pécsi [6] p.143) などから、輸出入商品構成比に占めるハード商品の割合が高くなるためである。K. ペチの計測結果によると、1970年代中頃のハンガリーにおいて、ハード商品は輸出品の60~70%, 輸入品の70~75%を占めていたといわれている (*ibid.*, p.143)。拙稿「旧CMEAの貿易価格システムと外国貿易—世界市場価格との連関をめぐって—」, 前掲書, 第1章3(2)を参照されたい。
- 20) T. キッシュ, 名島訳 [14] 265頁。例えば, 当時の「振替ルーブルによる多角決済も決済全体の4%程度にすぎない」(鈴木 [15] 26頁) といわれており, またケイザー氏は「コメコン域内決済手段としての振替ルーブルは, これまでのところ失望すべき状態にある。過去4年間, 振替ルーブルは2国間決済に主に使用され, 本来の目的である多国間決済の振替ルーブルの採用は, 域内取引のわずか1.5%という低さだ。・・・これは, つまり振替ルーブルが名目的なもので・・・計算単位でしかない」(「ケイザー・オックスフォード大学教授に聞く」『日本経済新聞』1977年(昭和52年)9月2日付) と, かなり厳しい指摘をしている。
- 21) ヴェ・カルピッチによると, 多角的貿易の発展の抑制要因として, 次の点を指摘している。(1)生産の特化と協同化の水準に上昇のテンポが高まらないこと, (2)多角的取引の対象となる商品が十分に生産されないこと, (3)それら商品の品質が外国市場の要求に合わないこと。ヴェ・カルピッチ, 前掲書, 257~258頁。
- 22) またヴェ・カルピッチによれば, 多角的決済制度の本来的職分は, 次の5つの短期信用をコメコン加盟国の公認銀行に振替ルーブルで供与することにあるとしている。すなわち, その短期信用とは, ①銀行の自己資金②当座勘定及び加盟国の一時的余剰金による決済③季節的信用④計画外信用⑤取引の拡大及び国際収支均衡のための信用, である。同上, 256~257頁。
- 23) 例えば, 東欧諸国の対ソ連貿易において, 経常収支の赤字にもかかわらず双務主義

に基づく双務取引を維持しなければならない理由は存在するのかという疑問が当然浮かんでくるが、これは一般的に多国間貿易の均衡をはかるよりも2国間貿易の均衡をはかることの方がより容易であるからであり、したがって、これを原則とする双務主義の下で取引が行われてきたことにはかならず、これ以外に双務取引が持続されるべき理由は考えられない。それゆえ、ここではむしろ多角的決済機構の未成熟性のためであると捉えるべきであろう。またこの問題は、双務主義から多角主義への移行のメリット・デメリットにも関わってくることは言うまでもない。

24) 25) T. キッシュ, 名島訳 [14] 269頁。

26) ここで注意しておきたい点は、そもそも振替ルールを本来的な国際通貨としての地位をめざしたものであるかどうかということである。当初の目的が振替ルールによる多角決済機構の創設をめざしたものであり、交換可能通貨の節約のために創設されたものであったことを想起されたい。ただ、少なくともリージョナルな意味での国際統一通貨をめざして、当時その努力が払われていたことは事実のようである(エス・ポリソフ, 梅津・箕輪訳 [12] 67~70頁参照)。したがって鈴木氏が指摘しているように、振替ルールを「グローバルな範囲で通用する国際的通貨と同じディメンションで考えること自体が間違っている」のであり、「グローバルな国際通貨の代位物」として捉えるべきであろう。鈴木 [16] 160~161頁参照。

27) 田中 [17] 88頁参照。なお、1971年7月ブカレストで開催された第25回コメコン総会で採択された「社会主義統合計画(Complex Programme for Socialist Integration)」では、「金」との交換性については一切触れられていない。なおこの統合計画の目標は、「共通の投資、共通の企業及び共通の企業合同において振替ルールがもっと主要な役割を果たし、ついには振替ルールを西側の通貨と交換しうる完全な交換可能ルールにすることに置かれている」(同上書, 89~90頁)。

28) 当時、ルール相場(したがって振替ルール相場)が西側基軸通貨に対して過高評価にあり、他方コメコン各国通貨の相場がルール及び西側基軸通貨に対して過高評価傾向にあったことはすでにみてきたが、実際には公定レートに為替乗数(exchange multiplier)を乗ずることによって過高評価されている為替レートの是正がはかられた。なお、為替レートと為替乗数の関係については、鈴木 [15] 30~31頁に詳

しい。

29) T. キッシュ, 名島訳 [14] 269頁。

30) 田中 [17] 87頁参照。

31) 多角決済制度に関する行政モデルの観点からの検討については、名島修三「行政モデルの国際通貨論批判」(名島 [18] 所収)を参照されたい。名島氏によれば、振替ルールが金や西側基軸通貨・コメコン各国通貨との交換性をもたないということから、コメコン通貨制度は域外・域内の二重の意味で孤立している、いわゆるエムベース通貨体制の二重の孤立性を指摘している。

32) 振替ルールをはじめとするコメコン各国通貨に交換性が付与されるということは、決済用通貨としての振替ルールそれ自体の存在が必要でなくなるということ、言い換えれば、振替ルールでなくなることが振替ルールの発展につながるという自己矛盾に陥ることをここで明記しておかねばなるまい。

33) 田中 [17] 88～90頁に紹介されているので参照されたい。

参考文献

- [1] A. Zwass, 'Money, Banking and Credit in the Soviet Union and Eastern Europe', *Eastern European Economics*, Vol. XVII, No.1-2, Fall-Winter 1978-79.
- [2] B. Csikós-Nagy, *Socialist Price Theory and Price Policy*, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1975.
- [3] E. A. Hewett, *Foreign Trade Price in the CMEA*, Cambridge University Press, 1974.
- [4] F. D. Holzman, *International Trade under Communism Politics and Economics*, Basic Books, Inc., Publishers, New York, 1976.
- [5] J. M. P. van Brabant, *Essay on Planning in Eastern Europe*, Rotterdam University Press, 1974.
- [6] K. Pécsi, 'Problems of Trade Settled in Convertible Currencies among CMEA Member Countries', *Eastern European Economics*, Vol. XIX, No.2-3, Winter-Spring 1980-81.

- [7] K. Nonomura, *Essay on Soviet Economy*, Kinokunia Bookstore Co., Ltd., Tokyo Japan, 1969.
- [8] P. J. D. Wiles, *Communist International Economics*, Frederick A. Praeger, Inc., Publishers, New York, 1969.
- [9] T. Kiss ed., *The Market of Socialist Economic Integration*, Selected Conference Paper, Akadémiai Kiadó, Budapest, 1973 (T. キッシュ監修, 名島修三訳『社会主義経済統合』合同出版, 1975年).
- [10] イ・アイゼンベルグ, 牧野純夫訳『ルールの研究』理論社, 1962年。
- [11] イ・アイゼンベルグ, 牧野純夫・斎藤正訳『ソ連の為替制度』理論社, 1970年。
- [12] エス・ボリソフ, 梅津和郎・箕輪隆寛訳「社会主義経済統合と通貨問題」『世界経済評論』1981年, 4月号。
- [13] 竹浪祥一郎「社会主義諸国間の経済関係」岡・山内・竹浪・宮鍋『社会主義経済論』筑摩書房, 1976年。
- [14] T. キッシュ, 名島修三訳『開放経済と国際分業』合同出版, 1974年。
- [15] 鈴木重靖「コメコン諸国の為替相場」『世界経済評論』1978年, 8月号。
- [16] 鈴木重靖『現代社会主義貿易論』有斐閣, 1981年。
- [17] 田中壽雄『ソ連・東欧の金融と銀行』東洋経済新報社, 1978年。
- [18] 名島修三「価格形成と金融政策」佐藤経明監修『コメコン — 東欧経済統合の現状と展望』世界経済情報サービス, 1976年。